**平成２９年（フ）第１７２５号**
埼玉県朝霞市栄町５丁目３番３号、住民票上の住所沖縄県那覇市壺川２丁目５番地９　ツインシャトー壺川1001
債務者　金城　　功
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２９年（フ）第１７７７号**
埼玉県川口市青木３丁目12番25―305号　川口青木第７ローヤルコーポ
債務者　石田尾由紀子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２９年（フ）第１７８７号**
埼玉県上尾市中妻３丁目17番地２　ベルメゾンＣ―107
債務者　照　　琴実
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２９年（フ）第７２６号**
埼玉県春日部市東中野1098番地１
債務者　宮久保光男
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２９年（フ）第７５０号**
埼玉県吉川市高富２丁目３番地４　サクラパレス101号、旧住所埼玉県吉川市高富１丁目９番地８　コーポたかどみ201
債務者　河野　利光
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２９年（フ）第５３２号**
相模原市緑区橋本７丁目５番21号　コモラード橋本106
債務者　福地　利市
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２９年（フ）第５５１号**
相模原市中央区相模原７丁目８番７号　タウンアート相模原203号室
債務者　金子さやか
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２９年（フ）第５５２号**
相模原市緑区若柳1329番地　榎本ハイツＡ―207
債務者　河野　清海
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２９年（フ）第５５３号**
相模原市中央区田名3186番地　県営田名堀之内団地３号棟101号室
債務者　梶村　福一
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２９年（フ）第５５９号**
神奈川県座間市入谷４丁目2690番地の72　ハイツ咲202号
債務者　川嶋　愼一
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２９年（フ）第５６２号**
神奈川県座間市相模が丘４丁目46番13号
債務者　田島　俊之
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２９年（フ）第５６６号**
相模原市中央区上溝3928番地４　ハイツリベラル101
債務者　小川　惠子
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２９年（フ）第８６号**
山口県周南市政所２丁目５番２号　山本ハイツ202号
債務者　森廣　智美
1　決定年月日時　平成30年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
山口地方裁判所周南支部

**平成２９年（フ）第２２０８号**
札幌市清田区北野２条１丁目13番４号　クレスト北野101号
債務者　山本　磨歩（旧姓佐藤、変更前の名理絵）
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第２３７９号**
北海道千歳市新富２丁目３番16―108号　市営住宅北栄団地
債務者　福田稚恵美
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第２４０２号**
北海道千歳市信濃４丁目３番５号　グランハイツ202号室、住民票上の住所北海道千歳市信濃４丁目３番５号　第２中西ビル202号
債務者　枝澤　千里
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第２４２３号**
札幌市中央区南１条西13丁目４番地60　ニューシティレジデンス大通公園304号
債務者　山川　美保
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部